

告 示

埼玉県告示第四百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人課長マネジメントスキル

三 代表者の氏名

中澤 理

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蕨市中央一丁目十七番三十号ルネ蕨三号館百六号

五 定款に記載された目的

この法人は、中小企業の管理職に対し、組織マネジメントと部下マネジメントに関する複数のセミナーを提供し、管理職が安心感と自信をもって組織運営に当れる人材の育成に寄与することを目的とする。